

知多南部広域環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る
生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例第 1 条に規定する
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 2 項に掲げる事項について

令和元年 5 月

知多南部広域環境組合

知多南部広域環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例第 1 条に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 2 項に掲げる事項について

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
知多南部広域環境組合 管理者 初山 芳輝
愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
愛知県知多郡武豊町字一号地地内(別紙 1 のとおり)
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
ごみ処理施設(焼却施設)
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃・粗大ごみ処理施設からの可燃残渣、脱水汚泥、災害廃棄物
- 5 一般廃棄物処理施設の処理能力
283 t/日 (24 時間)、11.79 t/時間 (2 炉)
- 6 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
 - (1) 一般廃棄物処理施設の位置
別紙 1 のとおり
 - (2) 一般廃棄物処理施設の処理方式
焼却処理:全連続燃焼方式(ストーカ式)
 - (3) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備
別紙 2 のとおり
 - (4) 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。
量については、別紙 3 のとおり
排ガス:炉ごとにろ過式集じん器で処理された排ガスは、専用の煙道を通じて、高さ 59m の煙突から排出される。煙突本数:2 本
プラント排水:排水処理設備で凝集沈殿 + ろ過処理後、施設内で再利用。
生活排水:浄化槽処理後、雨水放流配管へ放流。

(5) 設計計算上達成することができる排ガス中の大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第六条第二項に規定するばい煙量（以下「ばい煙量」という。）及び同項に規定するばい煙濃度（以下「ばい煙濃度」という。）並びにダイオキシン類の濃度（以下「排ガスの性状」という。）放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
別紙 3 のとおり

(6) その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項
別紙 4 のとおり

7 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

(1) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
別紙 3 のとおり

(2) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
排ガス：6 ヶ月に 1 回(ダイオキシン類は年 1 回)
放流水：余剰水については、月 1 回～年 1 回(ダイオキシン類は年 1 回)

(3) その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
別紙 5 のとおり

8 一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
該当なし

9 その他環境省令で定める事項

(1) ごみ処理施設にあつては、処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法
主灰：埋立処分または資源化

飛灰：キレート処理後埋立または資源化

(2) し尿処理施設にあつては、汚泥等の処分方法
該当なし

(3) 最終処分場にあつては、埋立処分の計画
該当なし

- (4) 当該一般廃棄物処理施設に係る一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

ごみの搬入時間:

受入日:月～土(祝日含む)

受入れ時間:8時30分～16時15分(月～金曜日)

:8時30分～13時00分(土曜日)

年末年始:12月29日、30日、1月4日

:8時30分～16時15分

主灰・飛灰処理物の搬出時間:

:8時30分～16時15分

- (5) 着工予定年月日及び使用開始予定年月日

着工予定年月日 : 令和元年8月1日

使用開始予定年月日 : 令和4年4月1日

- (6) 申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。第五条の十一第一項第六号、第六条第一項第七号、第六条の二十四の八第三項第七号、第九条の二第一項第七号、第十一条第五項第六号、第十二条の十一の十二第一項第六号及び第十二条の十二第一項第七号において同じ。)

該当なし

- (7) 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び住所

該当なし

- (8) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

該当なし

- (9) 申請者に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

該当なし

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 住所 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
氏名 知多南部広域環境組合
(名称及び) 管理者 靱山 芳輝
代表者氏名)

電話番号 0569-84-1007

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9の3条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置について、次のとおり申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		愛知県知多郡武豊町字一号地内	
一般廃棄物処理施設の種類		ごみ処理施設(焼却施設)	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃・粗大ごみ処理施設からの可燃残渣	
着工予定年月日		令和	元年 8月 1日
使用開始予定年月日		令和	4年 4月 1日
※届出年月日		年	月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		283 t/日(24)時間 11.79 t/時間×2炉	
		埋立地の面積	m ²
		埋立容量	m ³
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	一般廃棄物処理施設の位置		別紙の通り(別紙1)
	一般廃棄物処理施設の処理方式		焼却処理:全連続燃焼方式(ストーカ式)
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		別紙の通り(別紙2)
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	別紙の通り(別紙3)
		処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)	排ガス:各炉ごとによる過式集じん器で処理された排ガスは、専用の煙道を通じて、高さ59mの煙突から排出される。煙突本数:2本 プラント排水:排水処理設備で凝集沈殿+ろ過処理後、施設内で再利用。 生活排水:浄化槽処理後、雨水放流配管へ放流。
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		別紙の通り(別紙4)
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		別紙の通り(別紙5)	
※処理欄			

(第2面)

△一般廃棄物 処理施設の 維持管理に 関する計画	排ガスの性状、放流水の水質 等について周辺地域の生活環 境の保全のため達成すること とした数値	別紙の通り（別紙3）
	排ガスの性状及び放流水の水 質の測定頻度に関する事項	排ガス：6ヵ月に1回（ダイオキシン類は年1回） 放流水：余剰水については、月1回～年1回 （ダイオキシン類は年1回）
	その他一般廃棄物処理施設の 維持管理に関する事項	別紙の通り（別紙5）
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終 処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄 物の処分方法 （ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	主灰：埋立処分または資源化 飛灰：キレート処理後埋立または資源化
汚泥等の処分方法 （し尿処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法 に関する事項		<u>ごみの搬入時間：</u> 受入日：月～土（祝日含む） 受入時間：8時30分～16時15分（月～金曜日） ：8時30分～13時00分（土曜日） 年末年始：12月29日、30日、1月4日 8時30分～16時15分 <u>主灰・飛灰処理物の搬出時間：</u> 8時30分～16時15分

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 第2面以降については、設置後の内容を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法については、処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に係る数値
 - (4) 排ガスの性状については、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る数値
 - (5) 放流水の水質については、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る数値
- 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 3部提出すること。

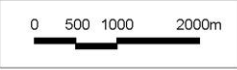
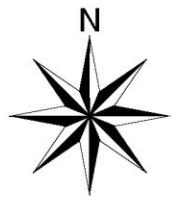
添付書類

- 1 当該設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- 2 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 3 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 4 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画を記載した書類
- 5 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図

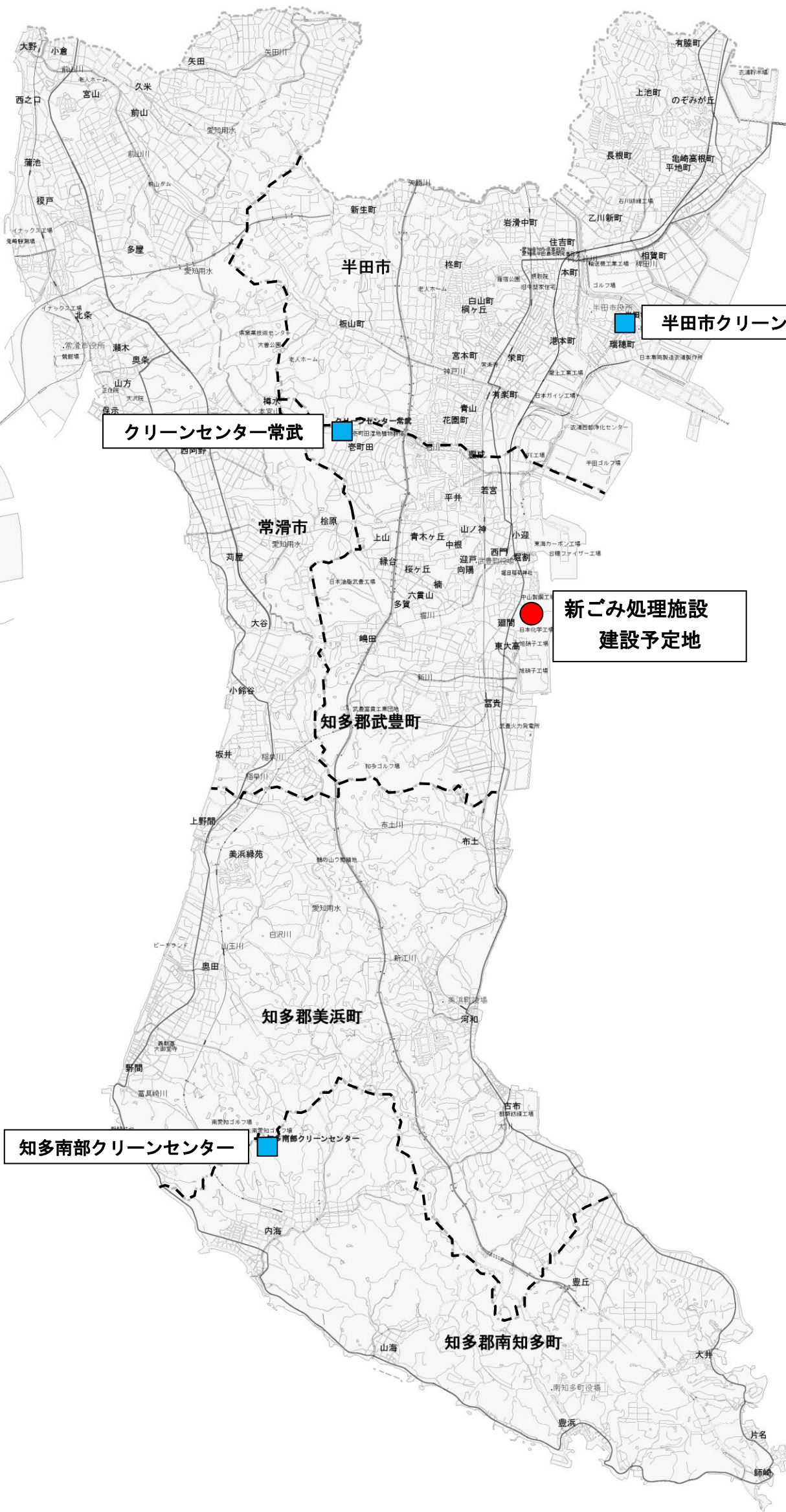
添 付 書 類 目 次

別紙 1 - 1 ~ 3	建設予定地位置図、建設予定地平面図、周辺施設配置図
別紙 2	プラント設備概要
別紙 3	排ガス・排水基準、排ガス・排水量
別紙 4 - 1 ~ 4	施設の構造に関する技術上の基準
別紙 5 - 1 ~ 4	施設の維持管理に関する技術上の基準

知多南部広域環境組合 新ごみ処理施設建設予定地位置図



常滑市



クリーンセンター常武



半田市クリーンセンター



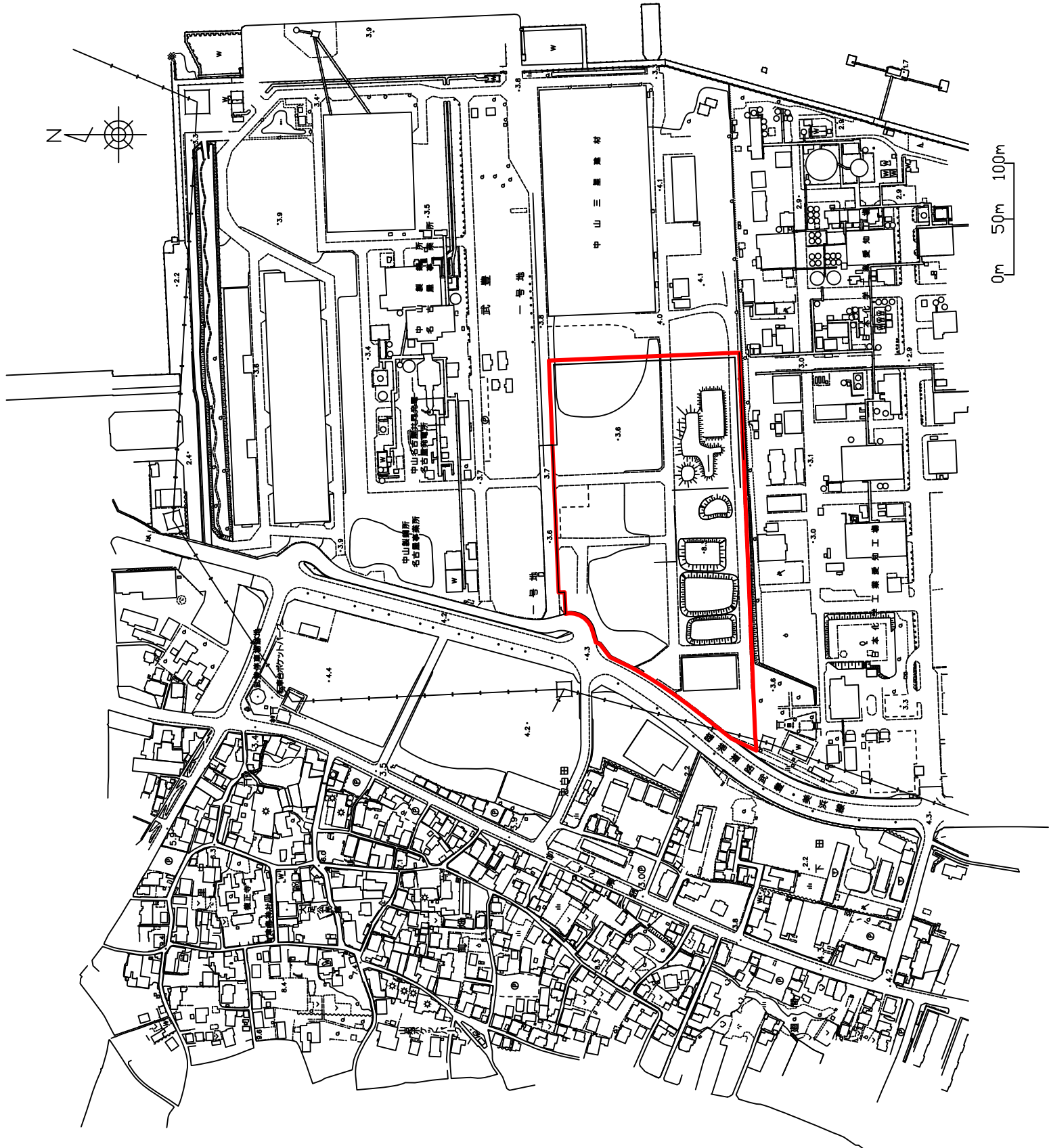
新ごみ処理施設
建設予定地



知多南部クリーンセンター



建設予定地平面図





周辺施設配置図

平面図

武豊町地域交流施設

武豊町立屋内温水プール建設予定地

知多南部広域環境センター建設予定地
A=50,000.60㎡

ヤマダ電機



1. プラント設備概要

計画主項目	処理能力 対象ごみ	ごみ処理施設 283t/24h (141.5t/24h×2炉) 可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃・粗大ごみ施設からの可燃残渣 構成市町からの可燃残渣、脱水汚泥、災害廃棄物	排ガス 処理 設備	ろ過式集じん器 (2基)	形式 ガス温度 噴霧薬剤 塩化水素濃度 硫酸化合物濃度	バグフィルタ方式 入口158~182℃ 消石灰、活性炭 入口230ppm、出口30ppm以下 入口40ppm、出口30ppm以下
	低位発熱量	高質ごみ 15,240 kJ/kg (3,640 kcal/kg) (可燃ごみ、可燃残渣) 基準ごみ 10,670 kJ/kg (2,550 kcal/kg) (可燃ごみ、可燃残渣) 低質ごみ 6,110 kJ/kg (1,460 kcal/kg) (可燃ごみ、可燃残渣)		無触媒脱硝装置 (2基)	形式 窒素化合物濃度	尿素水炉内噴霧方式 入口約80ppm、出口50ppm以下
	公害防止条件(排ガス) (乾きガス O ₂ 12%換算)	脱水汚泥 1,500 kJ/kg (360 kcal/kg) ばいじん 0.01 g/m ³ N以下 (O ₂ 12%換算値) 塩化水素 30 ppm以下 (O ₂ 12%換算値) 硫酸化合物 30 ppm以下 (O ₂ 12%換算値) 窒素化合物 50 ppm以下 (O ₂ 12%換算値) 一酸化炭素 30 ppm以下 (O ₂ 12%換算値の4時間平均値) 50 ppm以下 (O ₂ 12%換算値の1時間平均値) 水銀等 30 μg/m ³ N以下 (O ₂ 12%換算値) ダイオキシン類 0.05 ng-TEQ/m ³ N以下 (O ₂ 12%換算値)		余熱利用設備 (場外)	蒸気タービン (1基) 形式 定格出力 蒸気圧力 蒸気温度 形式	抽気復水タービン 6,520kW (最大) 4.6MPa 388℃ 蒸気供給 (温水プール用)
受入供給設備	敷地面積	約5.0 ha	通風 設備	押込送風機 (2基)	形式 容量	ターボ型 35,200m ³ N/h
	計量機	形式 ロードセル式(4点支持) ピットレスタイプ 秤量 30t×4基 (搬入用2基、搬入・搬出兼用2基)		排ガス再循環送風機 (2基)	形式 容量	ターボ型 10,550m ³ N/h
	ごみピット 投入扉 (5基) ダンピングボックス (1基) 汚泥設備 (2基) 可燃性粗大ごみ破砕機 ごみピット消火装置 ごみクレーン (2基)	容量 13,824 m ³ 形式 観音開き式 形式 傾斜投入式 形式 ホッパ&スクリュウ切出式、一軸ねじポンプ 形式 切断式 (1.0t/h) (1基) 形式 自動検知式放水銃 (2基) 型式 フォーク型バケット付 天井走行クレーン (定格荷重: 6.0t)		誘引通風機 (2基) 煙突 (1式)	形式 容量 形式 高さ	ターボ型 50,960m ³ /min 内外二重筒身方式(内筒は2本) GL+59m
燃焼設備	焼却炉 (2基)	焼却炉形式 全連続燃焼方式 (ストーカ式) 炉内温度 800℃以上 熱しゃく減量 5%以下	灰出し 設備	落下灰コンベヤ (2基)	形式 形式	スクレーパコンベヤ 半湿式油圧押出式
	給じん装置 (2基)	形式 プッシュヤ式 (供給量: 5,896kg/h)		灰押出装置 (2基)	形式 形式	振動ふるい 電磁吊下型ベルト走行式
	燃焼装置 (2基)	ストーカ寸法 乾燥ストーカ 巾 2.8m×長 2.445m 燃焼ストーカ 巾 2.8m×長 3.700m 後燃焼ストーカ 巾 2.8m×長 2.510m 制御方式 自動燃焼制御 駆動方式 油圧式		磁選機 (2基)	形式 形式	バケットコンベヤ ベルトコンベヤ
燃焼ガス冷却設備	助燃バーナ (2基)	形式 ガンタイプ 使用燃料 灯油	排水 処理 設備	灰分散装置 (2基)	形式 容量	ドラム式 151m ³
	ボイラー起動バーナ (2基)	形式 ガンタイプ 使用燃料 灯油		灰ピット (1基)	容量 容量	22m ³ 47m ³
	ボイラー (2基)	形式 自然循環式廃熱ボイラー 蒸発量 最大27.9t/h (1基当たり) 蒸気条件 4.7MPa×420℃ (過熱器出口)		鉄分コンベヤ (2基)	形式 容量	137m ³ 形式 薬剤処理方式
燃焼ガス冷却設備	ストブブロワ (2基分)	形式 圧力波式 (5台/基)	計装 設備	飛灰貯留槽 (1基)	形式 形式	鋼板製内部二分分割式 クラムシェル型バケット付 天井走行クレーン(定格荷重: 3.0t)
	蒸気復水器 (1基)	形式 強制空冷式 容量 72.8t/h 入口圧力 -0.0313MPaG		飛灰処理設備 (1式)	形式 形式	分散型制御システム、パッケージ制御システム 自動アンロード式オイルレス形 2.2m ³ /min
	復水タンク (1基)	容量 28m ³		処理物バンカ (2基)	形式 容量	自動アンロード式給油形 10.7m ³ /min
燃焼ガス冷却設備	純水装置 (2系列)	形式 混床式イオン交換塔 能力 70m ³ /日 (3.5m ³ /h)	雑 設備	排水処理設備 (1式)	形式 形式	凝集沈殿処理+ろ過処理 合併浄化槽処理後、雨水排水管へ放流
	純水タンク (1基)	容量 23m ³		計装設備 (1式) 計装用空気圧縮機 (2基)	形式 形式	活性炭吸着式 バグフィルタ式

1. 排ガスの性状及び量

1) 排ガス性状

煙突から排出される、処理された排ガスの性状を示す。

項目	単位	値 (乾きガス、O ₂ 12%換算値)
ばいじん濃度	g/m ³ N	0.01 以下
塩化水素	ppm	30 以下
硫黄酸化物	ppm	30 以下
窒素酸化物	ppm	50 以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/ m ³ N	0.05 以下
水銀及びその化合物	μg/m ³ N	30 以下

2) 排ガス量

煙突から排出される、処理された排ガスの排出最大量を示す。

項目	単位	値
最大排ガス量	m ³ N/炉・時間×1 炉	50,960 39,700

※表中値は、~~誘引通風機の設計ガス量を示す。~~

2. 排水の水質及び量

1) 排水の水質

①有害物質

水質汚濁防止法の有害物質毎に一律排水基準値以下。

ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物は、海域に排出されるものによる。

②ダイオキシン類

10pg-TEQ/L 以下

2) 排水量

処理されたプラント排水量は、0t/日。

処理された生活排水量は、4.9t/日。

施設の構造に関する技術上の基準（規則第四条第1項関係）

基準内容	本施設計画		※事務処理欄
	適否	説明	
一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	適	・建築構造物:建築基準法に適合した安全な施設とします。 ・機器:自重、積載荷重、地震力、熱応力を考慮した強度計算や設計反映により、十分安全に対応出来るものとします。	
三 ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	適	・排ガスと接する箇所は、保温等により酸露点腐食を防止します。 ・排水処理設備では、流体の特性に応じた材料を使用します。	
四 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	適	ごみは施設建屋内のごみピットにて貯留を行い、施設稼働時はごみピット内空気を燃焼用空気として用います。休炉時には脱臭装置にて対応します。	
五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	適	著しい騒音及び振動を発生する機器は、建屋内に設置するなど防音対策を行います。	
六 ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。	適	水密コンクリートを使用し、躯体により十分な遮水性を確保します。	
七 焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあつては、次の要件を備えていること。			
イ 法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	適	投入ホップシュート部のごみシールにより外気と遮断し、下部に設けたプッシュ式給じん装置により、ごみを定量ずつ燃焼室へ投入できる方式とします。	
ロ 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。			
(1) 燃焼ガスの温度が摂氏 800 度以上の状態でごみを焼却することができるものであること。	適	適正な燃焼室容積とすることで、燃焼ガスからのボイラー収熱を考慮して、摂氏 800℃以上となるような炉構造とします。	
(2) 燃焼ガスが、摂氏 800 度以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものであること。	適	燃焼ガスが摂氏 800℃以上で 2 秒滞留できる構造とします。	
(3) 外気と遮断されたものであること。	適	全周囲密閉構造とします。	
(4) 燃焼ガスの温度を速やかに摂氏 800 度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。	適	助燃バーナ及びボイラー起動バーナを設置します。	
(5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調節する機能を有するものに限る。)が設けられていること。	適	・燃焼に必要な量の空気を供給できる押込送風機を設置します。 ・燃焼用空気の各流量調節ダンパ(自動式)を設置します。	
ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	適	燃焼ガス温度検出器(熱電対式)と連続記録する計器を設置します。	
ニ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	適	ボイラーにより、ろ過式集じん器入口ガス温度を 200℃以下に冷却できる構造とします。	
ホ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(二のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	適	ろ過式集じん器入口温度検出器、及び連続記録する計器を設置します。	
ヘ 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。	適	ばいじん : ろ過式集じん器を設置します。 塩化水素、硫黄酸化物 : ろ過式集じん器の手前煙道より消石灰を吹込みます。 窒素酸化物 : 燃焼制御及び炉内に尿素水を噴霧する装置を設置します。	
ト 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	適	排ガス中の一酸化炭素濃度を連続計測する分析計を設置し、その値を連続記録する計器を設置します。	
チ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りではない。	適	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留できる飛灰貯留槽を設けます。	
リ 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。			
(1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。	適	灰出搬送・貯留設備は密閉構造とし、飛散・流出しない構造とします。	
(2) ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(イ) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(ロ) 熔融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	

施設の構造に関する技術上の基準（規則第四条第1項関係）

基準内容	本施設計画		※事務処理欄
	適否	説明	
(3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(イ) 焼成炉中の温度が摂氏 1000 度以上の状態ではばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(ロ) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(ハ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。	適	ばいじん、薬剤及び水を均一に混合することができる飛灰処理装置(混練機)を設置します。	
又 固形燃料(廃棄物を原材料として成形された燃料をいう。以下同じ)を受け入れる場合にあっては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講じた受入設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ル 固形燃料を保管する場合にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) 常時換気することができる構造であること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(3) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ヲ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合(力に掲げる場合を除く。)にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ワ 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
カ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、ルの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(3) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあっては、この限りでない。	—	(当該施設は該当しません。)	
(4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(5) 異常な温度の上昇その他の異常な状態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ハ ガス化改質方式の焼却施設及び製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次精錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は垂鉛の第一次精錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設(以下「電気炉等を用いた焼却施設」という。)にあっては、次の要件を備えていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
イ ガス化改質方式の焼却施設にあっては、前号チから力までの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(イ) ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことのできる加熱装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(ロ) 外気と遮断されたものであること。	—	(当該施設は該当しません。)	

施設の構造に関する技術上の基準（規則第四条第1項関係）

基準内容	本施設計画		※事務処理欄
	適否	説明	
(2) 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(イ) ごみのガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保つことができるものであること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(ロ) 外気と遮断されたものであること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(ハ) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(3) 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(4) 除去設備に流入する改質ガス(改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。)の温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	—	(当該施設は該当しません。)	
(5) 除去設備に流入する改質ガスの温度((4)のただし書の場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(6) 改質ガス中の硫酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ロ 電気炉等を用いた焼却施設にあっては前号へ及びりからかまでの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 廃棄物を焼却し、及び溶鋼(銅の第一次精錬の用に供する転炉又は溶解炉を用いた焼却施設にあっては溶体、亜鉛の第一次精錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあっては焼鉱とする。以下同じ。)を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) 炉内で発生したガスが炉外へ漏れないものであること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(3) 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉出口における温度を定期的に測定できるものであること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(4) 集じん器に流入するガスの温度((5)のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却されたガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(5) 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	—	(当該施設は該当しません。)	
九 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあっては、第七号りの規定の例による。	—	(当該施設は該当しません。)	
十 高速堆肥化処理施設にあっては、発酵槽内の温度及び空気量を調節することができる装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
十一 破碎施設にあっては、次の要件を備えていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ロ 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水措置その他の必要な装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ハ 爆発による被害を防止するために必要な防爆設備又は爆風逃がし口の設置その他の必要な措置が講じられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
十二 ごみ運搬用パイプライン施設にあっては、次の要件を備えていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
イ 運搬によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器等が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ロ 管路の点検補修のための設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ハ 十分な容量を持つ貯留設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
十三 選別施設にあっては、次の要件を備えていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
イ 再生の対象とする廃棄物を容易に選別できるものであること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ロ 選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
十四 固形燃料化施設にあっては、次の要件を備えていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
イ 次の要件を備えた破碎設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 投入する廃棄物に破碎及び固形燃料化に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	

施設の構造に関する技術上の基準（規則第四条第1項関係）

基準内容	本施設計画		※事務処理欄
	適否	説明	
(3) 爆発による被害を防止するために必要な防爆装置又は爆風逃がし口の設置その他必要な措置が講じられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ロ 固形燃料化の対象とする廃棄物を容易に選別できる選別設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ハ 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に廃棄物を乾燥室に投入することができる供給装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ニ 次の要件を備えた乾燥設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 次の要件を備えた乾燥室が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(イ) 乾燥室内を廃棄物の乾燥に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(ロ) 外気と遮断されたものであること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) 乾燥室の出口における温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(3) 乾燥させた廃棄物の乾燥状態を連続的に監視するための装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ホ 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ヘ 廃棄物に薬剤を添加する場合にあっては、廃棄物と薬剤とを十分に混合することができる薬剤添加設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ト 定量ずつ連続的に廃棄物を成形設備に投入することができる供給装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
チ 次の要件を備えた成形設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 固形燃料として必要な大きさ、形状及び硬さに成形できるものであること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
リ 次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 固形燃料の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ヌ 固形燃料の保管設備を設ける場合は、第七号ルからカまでの規定の例によること。この場合において、第七号ワ及びカ中「処理能力」とあるのは、「固形燃料の製造能力」とする。	—	(当該施設は該当しません。)	
十五 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	—	施設内で発生するプラント排水は排水処理設備で処理し、プラント用水として再使用することにより、無放流とします。	

施設の維持管理に関する技術上の基準（規則第四条の五第一項関係）

基準内容	本施設計画		※事務処理欄
	適否	説明	
一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	適	焼却炉へのごみ投入量が処理能力を超えないよう監視および制御します。	
二 焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあっては、次のとおりとする。			
イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	適	全自動クレーンの採用により、焼却炉へのごみ投入作業時以外は、攪拌・積替えによるごみの均一混合を行います。	
ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	適	燃焼室と外気は、給じん装置にてごみによるシールで遮断されるように、投入ホップレベルを監視してごみを投入します。燃焼室への給じんは、処理能力に応じてプッシャーにより定量供給します。	
ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800 度以上に保つこと。	適	燃焼ガス温度を摂氏 800°C以上に保持できるように燃焼制御します。不慮の温度低下の場合は、ボイラー起動バーナを使用することにより、不完全燃焼を防止します。	
ニ 焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りではない。	適	焼却灰の熱しゃく減量は 5%以下とします。	
ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	適	運転を開始する場合には、助燃バーナ及びボイラー起動バーナを作動させることにより、炉起動曲線に沿って速やかに昇温させます。	
ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	適	運転を停止する場合には、炉内燃焼状況を確認しながら炉降温曲線に沿って助燃バーナ及びボイラー起動バーナを作動させ、炉内のごみが燃え尽きるまで完全燃焼させます。	
ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	適	ガス温度検出器と連続記録する計器を設け、燃焼ガス温度を測定・記録します。	
チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	適	ボイラーを介し、ろ過式集じん器入口ガス温度を 200°C以下に冷却します。	
リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	適	ろ過式集じん器入口ガス温度を連続監視し記録します。	
ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	適	・ボイラー水管にたい積するばいじんは、ボイラーストブロウを設置し、遠隔で容易に除去できる構造とします。 ・ボイラーの沈降灰及びろ過式集じん器での捕集灰は、下部より連続排出し堆積しない構造とします。	
ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100 万分の 100 以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制の燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3 月に 1 回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りでない。	適	ごみの完全燃焼により 50ppm 以下とします。	
ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	適	排ガス中の一酸化炭素濃度を連続計測する分析計を設置し、その値を連続記録する計器を設置します。	
ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	適	自動燃焼装置の導入によってごみを完全燃焼させ、ダイオキシン類濃度を 0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下とします。	
カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年 1 回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。	適	ダイオキシン類の濃度は毎年 1 回以上、ばい煙量及びばい煙濃度(ばいじん、塩化水素、硫酸化物、窒素酸化物)は 6 ヶ月に 1 回以上測定し、その記録を残します。	
ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	適	ろ過式集じん器および有害ガスの発生を抑制する薬剤噴霧装置を設け、排ガスの塩化水素、硫酸化物等の値を連続監視し、適正な排ガス処理を維持します。	
タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	一	(当該施設は該当しません。)	
レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。	適	ばいじんは焼却灰と分離して排出し、飛灰貯留槽に貯留します。	
ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	一	(当該施設は該当しません。)	
ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏 1000 度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	一	(当該施設は該当しません。)	
ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	適	ばいじんについては、薬剤処理を行い、混練機にて均一に混合します。	
ナ 固形燃料の受け入設備にあっては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。	一	(当該施設は該当しません。)	
ラ 固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次のとおりとする。	一	(当該施設は該当しません。)	
(1) 固形燃料に含まれる水分が 10 重量パーセント以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。	一	(当該施設は該当しません。)	
(2) 固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。	一	(当該施設は該当しません。)	

施設の維持管理に関する技術上の基準（規則第四条の五第一項関係）

基準内容	本施設計画		※事務処理欄
	適否	説明	
ム 搬入しようとする固形燃料の性状がラ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあつては、保管設備へ固形燃料を搬入しないこと。	—	(当該施設は該当しません。)	
ウ 固形燃料を保管設備から搬入しようとする場合にあつては、ラの規定の例による。	—	(当該施設は該当しません。)	
ヅ 搬出しようとする固形燃料の性状がウの規定においてその例によるものとされたラ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあつては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ノ 保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
オ 固形燃料を保管する場合にあつては、次のとおりとする。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) 保管設備内を常時換気すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(3) 保管期間がおおむね7日間を超える場合にあつては、固形燃料の入換えその他の固形燃料の放熱のために必要な措置を講ずること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ク 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあつては、次のとおりとする。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 複数の容器を用いて保管する場合にあつては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) 容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(3) (2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ヤ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合(ケに掲げる場合を除く。)にあつては、次のとおりとする。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) (1)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
マ 第四条第一項第七号ワの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあつては、オ(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) 保管した固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(3) 固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(5) (3)及び(4)の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ケ 第四条第一項第七号カの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあつては、オの規定にかかわらず、次のとおりとする。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) 保管設備内を定期的に清掃すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(3) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(4) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りではない。	—	(当該施設は該当しません。)	
(5) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(6) (5)の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	適	消防法等に準拠し、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火栓、消火器、その他の消火設備を設置します。また、ごみピット火災対策としてごみピット火災報知器と放水銃を設置します。	
三 ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設にあつては、次のとおりとする。	—	(当該施設は該当しません。)	
イ ガス化改質方式の焼却施設にあつては、前号レからフまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 投入するごみの数量及び性状に応じ、ガス化設備におけるごみのガス化に必要な時間を調節すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度に保つこと。	—	(当該施設は該当しません。)	
(3) 改質設備内のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。	—	(当該施設は該当しません。)	
(4) 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	—	(当該施設は該当しません。)	

施設の維持管理に関する技術上の基準（規則第四条の五第一項関係）

基準内容	本施設計画		※事務処理欄
	適否	説明	
(5) 除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却すること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りではない。	—	(当該施設は該当しません。)	
(6) 除去設備に流入する改質ガスの温度((5)のただし書の場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(7) 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(8) 除去設備の出口における改質ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が ⁶ 0.1ng/m ³ 以下となるようにごみのガス化及びごみのガス化によって得られたガスの改質を行うこと。	—	(当該施設は該当しません。)	
(9) 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年 1 回以上、硫酸化合物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ロ 電気炉等を用いた焼却施設にあつては、前号ワ、ヨ、タ及びソからフまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 廃棄物を焼却し、及び溶鋼を得るために必要な炉内温度を適正に保つこと。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定し、かつ、記録すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(3) 集じん器内に流入するガスの温度((6)のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却されたガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(4) 排ガス処理設備(製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては冷却設備及び排ガス処理設備)にたい積したばいじんを除去すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(5) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を 3ヶ月に 1 回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫酸化合物、ばいじん、塩化水素及び窒素化合物に係るものに限る。)を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(6) 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却すること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りではない。	—	(当該施設は該当しません。)	
四 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあつては、第二号ヨ、ソ、ツ、及びネの規定の例による。	—	(当該施設は該当しません。)	
五 高速堆肥化処理施設にあつては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気を調節すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
六 破碎施設にあつては、次のとおりとする。			
イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ロ 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	—	(当該施設は該当しません。)	
七 ごみ運搬用パイプライン施設にあつては、次のとおりとする。	—	(当該施設は該当しません。)	
イ ごみの運搬によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ロ 管路の破損を防止するために必要な措置を講ずること。	—	(当該施設は該当しません。)	
八 選別施設にあつては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	—	(当該施設は該当しません。)	
九 固形燃料化施設にあつては、第二号ヨ及びフの規定の例によるほか、次のとおりとする。	—	(当該施設は該当しません。)	
イ 受入設備にあつては、廃棄物の性状が均一となるよう必要な措置を講ずること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ロ 破碎施設にあつては、次のとおりとする。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 投入する廃棄物に破碎及び固形燃料化に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ハ 廃棄物の選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ニ 乾燥設備にあつては、次のとおりとする。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 乾燥室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) 乾燥室の出口における温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(3) 乾燥させた廃棄物の乾燥状態を連続的に監視すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(4) 乾燥室内に廃棄物が滞留する場合にあつては、火災の発生を防止するために山水その他の必要な措置を講ずること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(5) 排ガスに係る管路を定期的に清掃すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(6) (2)の規定により測定した温度及び(3)の規定により監視した乾燥状態が乾燥設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	—	(当該施設は該当しません。)	

施設の維持管理に関する技術上の基準（規則第四条の五第一項関係）

基準内容	本施設計画		※事務処理欄
	適否	説明	
ホ 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1ng/m ³ 以下となるよう廃棄物の乾燥を行うこと。	—	(当該施設は該当しません。)	
ヘ 排気口又は排気筒から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、塩化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ト 薬剤添加設備にあっては、投入した廃棄物と薬剤とを均一に混合すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
チ 成形設備にあっては、次のとおりとする。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) 廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。	—	(当該施設は該当しません。)	
(3) 固形燃料として必要な大きさ、形状及び硬さとなるよう成形すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(4) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(5) (4)の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
リ 冷却設備にあっては、次のとおりとする。	—	(当該施設は該当しません。)	
(1) 固形燃料の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(4) 冷却設備内で固形燃料が滞留する場合にあっては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。	—	(当該施設は該当しません。)	
(5) (2)及び(3)の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものになっていることを確認すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
ヌ 固形燃料を保管する場合にあっては、第二号ラからケまでの規定の例によること。この場合において、第四条第一項第七号ワ及びカ中「処理能力」とあるのは、「固形燃料の製造能力」とする。	—	(当該施設は該当しません。)	
ル 製造した固形燃料を保管設備に搬入することなく、固形燃料化施設から搬出しようとする場合は、当該固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。	—	(当該施設は該当しません。)	
十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	適	ごみは施設建屋内のごみピットにて貯留を行い、施設稼働時にごみピット内空気を燃焼用空気として用います。休炉時には脱臭装置にて対応します。	
十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	適	ごみピットに防虫剤を必要に応じ散布し、蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持します。	
十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	適	日常点検により騒音及び振動を監視し、異常が見られた機器に対しては適正な補修・交換を実施します。	
十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	適	施設から発生するプラント排水は排水処理設備で処理し、プラント用水として再使用することにより、無放流とします。	
十四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	適	各設備の機能を維持するために、日常点検及び定期整備を実施し、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を実施します。	
十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	適	施設の維持・運転管理は、業務委託会社が実施します。	
十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を三年間保存すること。	適	施設の維持管理に係る日常点検、定期整備等の記録を3年間保存します。	